

# 総 会 規 程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

第 1 章	総 則
第 2 章	総会の役員及び委員会（第 2 条～第 7 条）
第 3 章	議 事（第 8 条～第 16 条）
第 4 章	補 則（第 17 条）
附 則	

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 総 則

1. 一般社団法人青森県臨床検査技師会の総会運営については、定款及びこの規程の定めるところによる。

## 第 2 章 総会の役員及び委員会

### 第 2 条 司 会 者

1. 司会者は、理事のうちから会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

### 第 3 条 議 長 団

1. 議長団 2 名を出席正会員の中から選出する。
2. 議長団は、相互の協議によって議事を分担し、そのときの議長となる。
3. 議長は、議場の秩序を保護し、議事を整理して会議の運営に責任をもつものとする。
4. 採決の際、そのときの議長でない者は、表決に加わることができる。
5. 議長不信任の動議が提出された場合は、議長を交代して動議の採否を会議に諮らなければならない。採決に付される議長は、表決権を有しない。

### 第 4 条 総会運営委員会

1. 議長は、出席者の資格審査と採決の管理をさせるため、総会運営委員会を設ける。
2. 委員会の委員は出席正会員の中から 2 名、理事 1 名をもって構成する。
3. 委員長は、委員の互選とする。
4. 委員会は、採決の管理のほか次の事項を審議し、委員長が総会に報告する。ただし、該当しない事項については省略する。

- (1) 正会員総数
- (2) 出席正会員数
- (3) 書面表決書提出者数と内訳  
内訳は承認した表決書数、承認しない表決書数
- (4) 総会成立の可否
- (5) 議事審査権に関する事項
- (6) 議事の時間設定と変更
- (7) 正会員からの提出議案と修正動議の授受並びにその取り扱い
- (8) その他議事運営に必要な事項

## 第6条 書 記

1. 議長は、議事を記録するために書記を任命する。
2. 書記は、定款第20条に定められた議事録を作成する。

## 第7条 議事録署名人

1. 議長は、議事録の公正なることを証するため議事録署名人を選任する。
2. 議事録署名人は2名とする。

# 第3章 議 事

## 第8条 議長の宣言

1. 議長は、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩又は散会あるいは延会を宣言する。

## 第9条 議 事 運 営

1. 議長は、各々の議事について説明、質疑、討論、採決の順に審議を進める。ただし、議事内容が周知の事柄であるか、又は結論が明確である場合は、一部を省略することができる。

## 第10条 発言者

1. 会議で発言する場合は、議長の許可を得て氏名を告げてからでなければならない。
2. 発言ないし動議は、上程されている議題に関連したものとする。

## 第11条 新議案の提出

1. 会員が議案を総会に提案する場合は、提案趣旨を明記した文書を必要部数用意し、総会の20日前までに事務局長に送付しなければならない。
2. 経費の伴うものについては、全体の支出計画書を添えなければならない。

## 第12条 新議案及び動議の採択

1. 議長は、正会員が提出した議案又は動議を支持する者の発言を求め、演説が得られたときは複数の意見としてその議案又は動議を採択する。

## 第13条 書面表決書の行使

1. 書面表決は、資格審査委員会へ提出し、審査を受けなければならない。
2. 書面表決は、議長が保持し、採決の数に加える。

## 第14条 採 決

1. 議長は、採決を行うとき議場を閉鎖し、表決に付する事項と採決の方法を告げなければならない。
2. 採決の順序は、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
3. 採決は、次の方法とする。
  - (1) 挙 手
  - (2) 起 立
  - (3) 拍 子
  - (4) 無記名投票
4. 採決の審査は、議長の命により資格審査委員会が行う。
5. 採決を行ったとき、議長はその結果を宣言する。
6. 前項の宣言により、議場閉鎖は解除されたものとみなす。

## 第15条 総会役員の解任

1. 議長は、すべての議事が修了したことを告げ、総会役員を解任し、議長団を離れる。

第 16 条 閉 会

1. 司会者は、閉会を告げる。

第 17 条 議事録

1. 定款第 20 条の規定により、議長は議事録署名者とともに、議事録に署名し、総会終了後 50 日以内に会長に提出しなければならない。

第 4 章 補 則

第 18 条 規程の変更

1. この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 19 日一部改正

平成 29 年 6 月 3 日一部改正